

【 検査 】

216 トランスサイレチン（プレアルブミン）の算定について

《令和6年6月28日》

○ 取扱い

- ① 次の傷病名に対するD015「12」トランスサイレチン（プレアルブミン）の算定は、原則として認められる。
 - (1) 栄養障害（低栄養及び栄養失調症含む。）
 - (2) 劇症肝炎
- ② 栄養障害（低栄養及び栄養失調症含む）に対するD015「12」トランスサイレチン（プレアルブミン）の算定回数は、原則として月1回まで認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

トランスサイレチン（プレアルブミン）は、肝臓、脳脈絡叢、網膜、膵 α 細胞で産生される。半減期が短いことから、栄養状態の変動を速やかに反映することが知られている。また、肝細胞の蛋白合成能の指標でもあり、急性肝炎初期、劇症肝炎、慢性活動性肝炎、肝硬変では低値となり、肝炎（肝細胞機能障害）の回復期には一過性に高めとなることもある。

以上のことから、栄養障害（低栄養及び栄養失調症含む）、劇症肝炎に対するトランスサイレチン（プレアルブミン）の算定は、原則として認められると判断した。

なお、算定回数については、一般的に月1回までが妥当と判断した。